

京都BCP行動指針

～災害時における京都の活力の維持・向上のために～

平成26年6月

京都BCP行動指針 目次

はじめに	1
第1 基本的な考え方	
1 趣旨 ~京都BCPとは~	2
2 リスクの認識	3
3 他の計画等との関係	4
4 適用範囲	4
5 取組の主体	4
6 各企業等の事業継続	4
7 行動指針の見直し	4
第2 京都BCP行動指針の使い方と構成	5
フェーズ1 平常時（インパクトを抑えるための行動）	7
共通認識	
経営資源（ひと・もの・かね・情報）	
連携	
フェーズ2 緊急対応時（緊急対応を円滑に実施するための行動）	14
共通認識	
経営資源（ひと・もの・かね・情報）	
連携	
フェーズ3 復旧・復興期（復旧・復興対応を円滑に実施するための行動）	21
共通認識	
経営資源（ひと・もの・かね・情報）	
連携	
第3 おわりに：今後の京都力向上のために	28
参考資料	30

はじめに

2011年の東日本大震災は、複数都県が同時に被災する超広域の災害であると同時に、地震や津波、原子力事故に起因する社会・経済活動の途絶・混乱を引き起こした複合災害であり、これまで考えられてきた災害の概念に収まりきれない未曾有の大災害であった。この教訓を踏まえ、各地では様々な分野において、防災の取組について見直しを図る動きが活発化している。

経済活動の分野では、東北地方から関東地方にかけて事業所が所在する企業等の多くで、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けたが、現在も復旧・復興に向けて精力的な取組が続いている、改めてBCP (Business Continuity Plan 事業継続計画) の重要性が確認された。

従来、BCPは「単独の企業等」が策定する「自組織の緊急時の行動計画」として認識されてきたが、広域かつ巨大な複合連鎖災害であった東日本大震災では、地震動による直接被害が及ばない遠い地域であっても、主要な部品や原材料の生産停止や供給途絶、また物流機能が阻害されたことなどにより、企業等の活動に影響が及んだ。二次・三次災害についても経験したことのないものであったため、このような状況に対応できるBCPが極めて少なかったと考えられる。このことは、各企業等のBCPを超えて、同業種、地域内での企業等同士あるいはサプライチェーンを通じた関係企業等、さらには自治体などとの連携を図る中で緊急時の行動計画を策定する必要があることを示唆している。

BCPの策定により、自らの重要業務を守ることは、企業等として当然の行動であるが、このことは結果として地域全体の防災力の向上につながるものである。また同時に、地域に所在する事業所等は、地域の活力の一端を担うものであり、これらの事業所等が十全な活動ができなければ、地域経済、雇用への影響は非常に大きい。

しかし、これまでには発災当初から地域の活力を維持・確保することを意識した行動をとることが、官民間わず地域内の組織横断的な発想として貧弱だったことは否めない。人々の生活に欠かすことができないライフラインを一刻も早く復旧する活動が行われると同様、被災当初から、地域の活力の落ち込みを阻害することを最小限にとどめ一刻も早く復旧・復興させるための施策・行動が期待される。

こうしたことを踏まえ、従来の防災対策の枠組みを超え、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、「地域全体の活力」を災害から守る、万一活力が低下した場合でも早期に回復させる力（レジリエンス）を構築することを念頭に、当面の取組として、復旧・復興に不可欠な雇用と経済活動を守るために地域連携型BCPの基礎として、「京都BCP行動指針」を策定する。

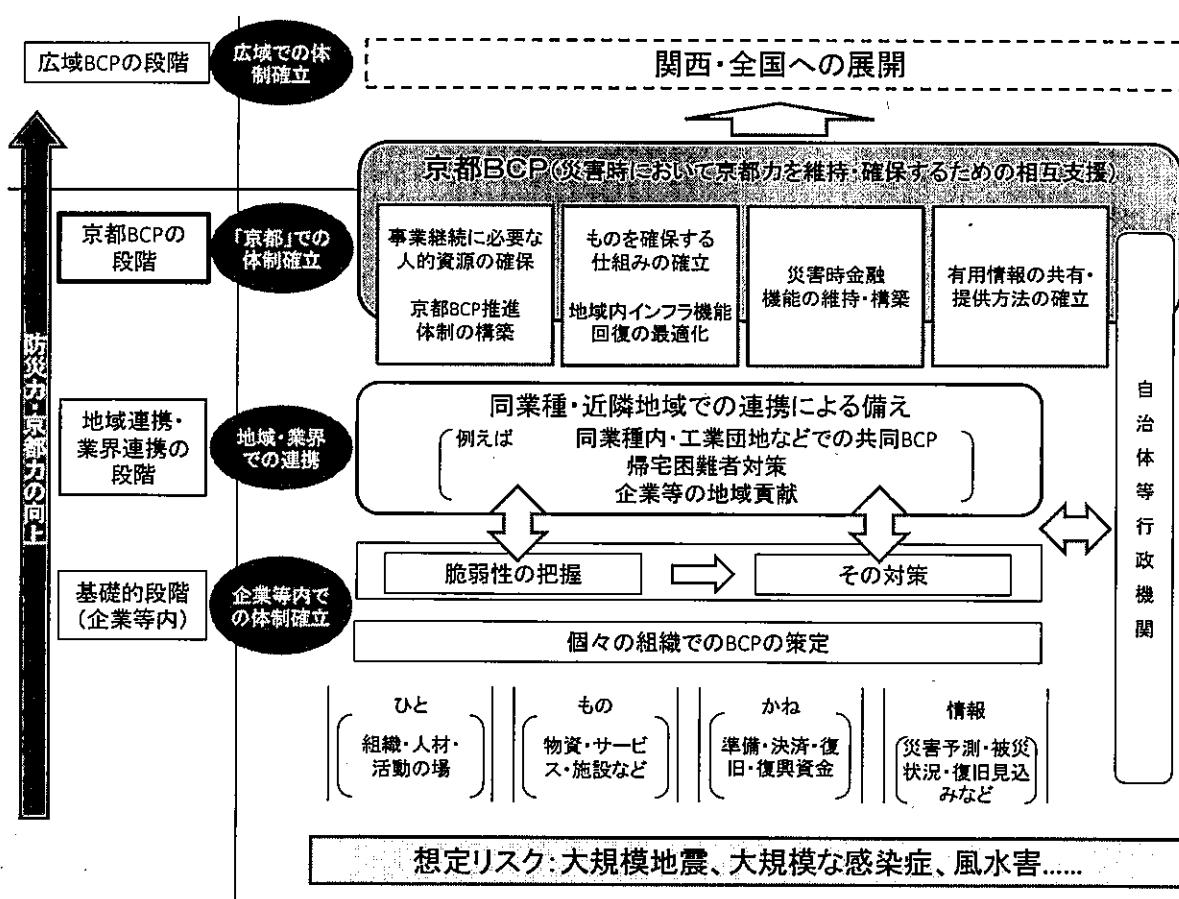
京都BCP検討会議 座長 渡辺 研司
(名古屋工業大学大学院社会工学専攻 教授)

1 趣旨～京都BCPとは～

東日本大震災の教訓を踏まえ、BCP（事業継続計画※）の重要性が再認識されている。これまで阪神・淡路大震災（1995年）や中越沖地震（2007年）などの経験から、企業等の危機管理の重要性が指摘されてきており、新型インフルエンザの世界的流行を契機として、BCPを策定する企業は着実に増えてきているが、一方、未だ中小企業を中心にBCP策定の底上げを図る必要も残っている。

また、東日本大震災（2011年）では、これまで経験したことのない広域かつ巨大な複合連鎖災害であったことにより、地震動による直接被害が及ばない遠い地域であっても「計画停電」、サプライチェーンの途絶・寸断、帰宅困難者の大量発生などの二次・三次災害も生じたことから、企業等の活動に打撃を与え、多くの業種で代替生産などに伴う取引関係の地域外流出も確認されている。

これらの教訓を踏まえ、大規模広域災害発生時における企業等の早期の立ち直りが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超えて、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための方策を「京都BCP行動指針」としてとりまとめた。



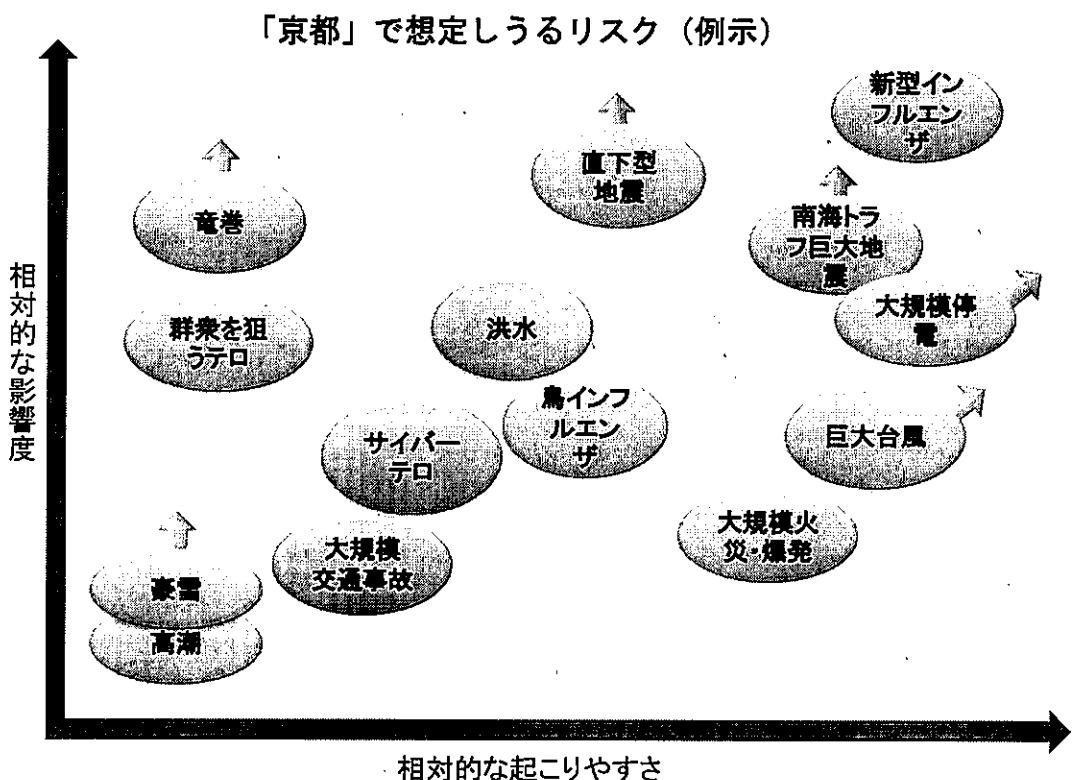
※BCP（事業継続計画）

企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するために、事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のこと。

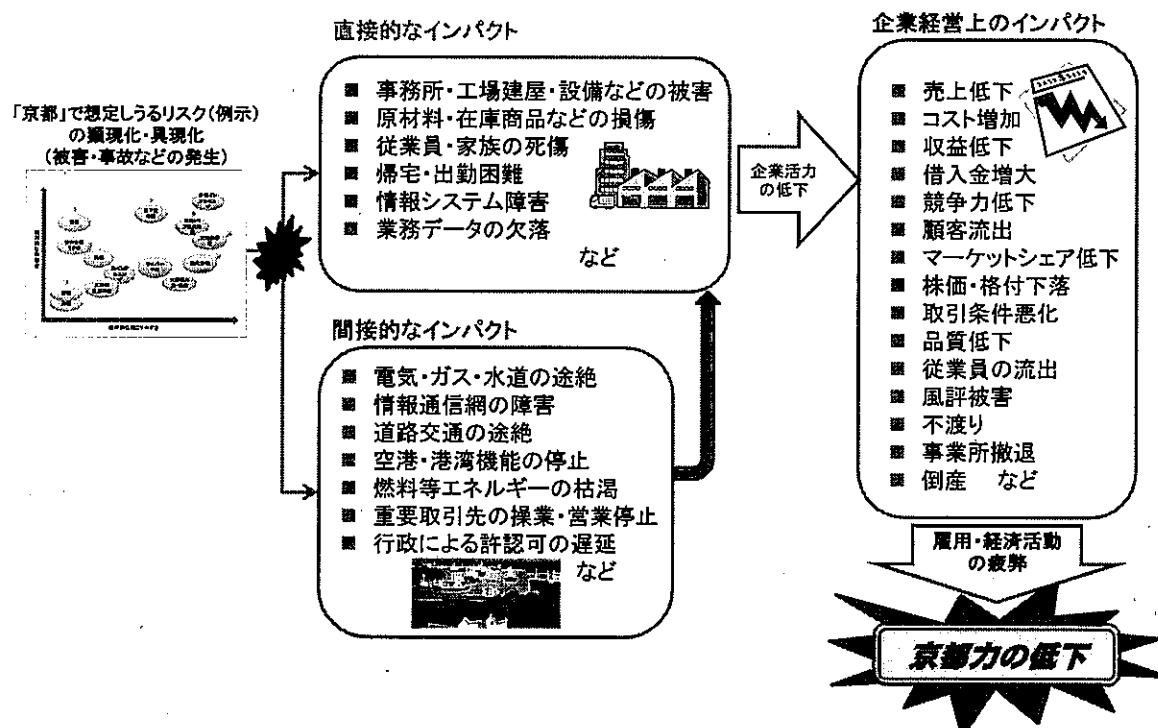
行政では「業務継続計画」と称することが多いが、本行動指針では行政も含め全て「事業継続計画」で統一する。

2 リスクの認識

「京都」の持つ活力（京都力）は、様々な活動の源泉であり、これに負の影響を及ぼす種々の事象については、「京都」にとってのリスクと考えるべきである。したがって、本行動指針は、個別の危機事象ごとにその対応を準備するのではなく、それぞれの危機事象の様相を念頭に置きつつ、「京都力」の中核をなす雇用・経済活動にどのようなインパクトを与えるのかという点に着目した行動を記載する。



リスクの顕現化とそれに伴うインパクトの連鎖



3 他の計画等との関係

本行動指針は、京都府地域防災計画に定める各種の対策の行動指針に位置付けるものであり、京都府及び市町村の地域防災計画と整合性を確保するよう努める。また、本行動指針で定める各取組主体の行動について、実効性を確保するため、必要に応じ京都府地域防災計画に反映させるよう努める。

4 適用範囲

本行動指針では、各企業等のBCPだけでは対応が困難になるような大規模広域災害等の危機事象を想定し、大規模広域災害から「京都力」を守るため、当面、復旧・復興の最もベースとなる雇用と経済活動を維持・向上させるための行動指針とする。

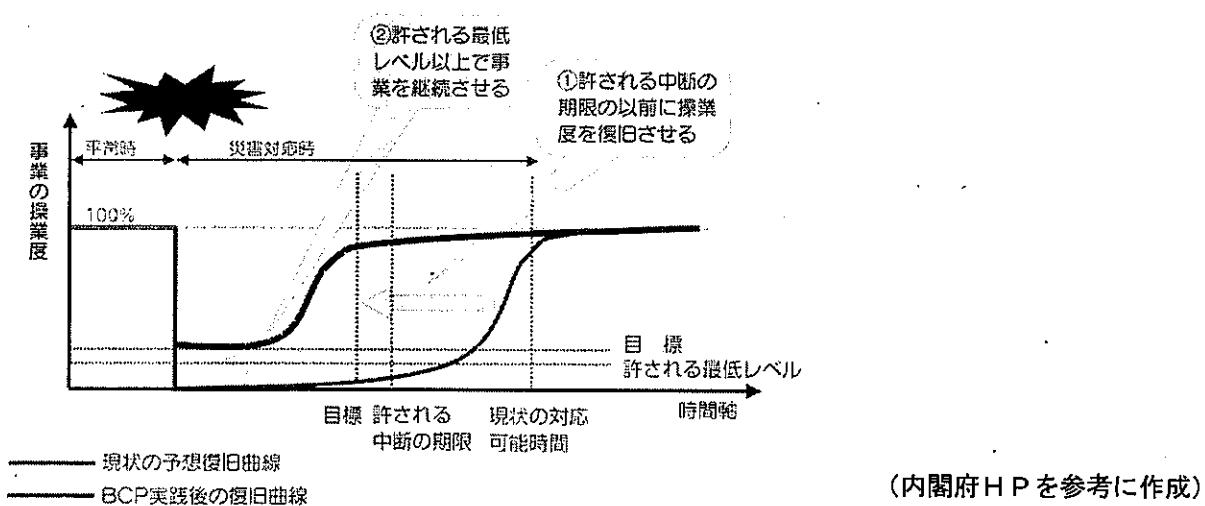
5 取組の主体

京都BCPにおいては、各企業等の主体的なBCPの取組を基礎としつつ、地域内での連携により「京都力」を維持・向上させることを目標とするため、企業等や企業等間（顧客、取引先企業、協力企業、関連企業、業界）連携の取組、行政がそれぞれ行う取組、企業等間連携の取組、企業等と行政の連携での取組などの方法を有機的に組み合わせるものとする。

6 各企業等の事業継続

各企業等が作成するBCPは、京都BCPの基礎となるものであることから、行政機関及び関係団体は、本行動指針との整合性に留意し、各企業等のBCP作成を支援する。

（参考：BCPモデルプラン（入門編）〈京都BCP検討会議〉）



7 行動指針の見直し

本行動指針は、社会情勢や科学的な知見を踏まえるとともに、訓練・演習等により得られた経験に基づき、見直すことをあらかじめ予定している。

行政機関及び関係団体は、平常時から本行動指針を継続的に点検し、「京都力」の維持・向上を図るために、訓練・演習等による指針の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、本行動指針を更新する。

第2 京都BCP行動指針の使い方と構成

本行動指針では、次に示す「行動指針適用のステップ」を参考にPDCAサイクルのスパイラルアップを意識し、それぞれの取組主体の行動の目安として使用する。

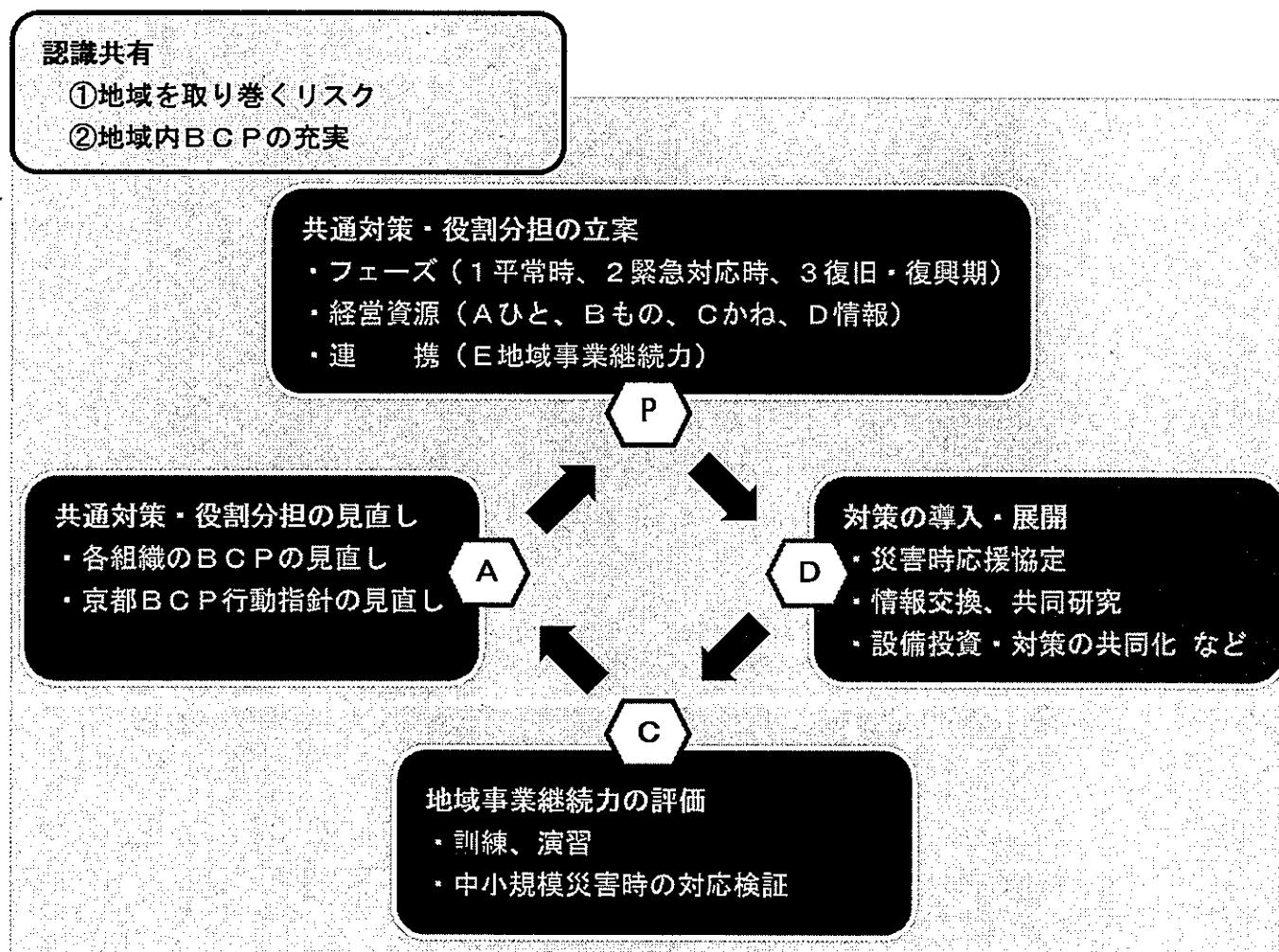
また、大規模広域災害等の危機事象に対するリスクに備えるため、平常時、緊急対応時、復旧・復興期の各フェーズに従い、それぞれ、インパクトを抑えるための行動、緊急対応を円滑に実施するための行動、復旧・復興対応を円滑に実施するための行動について記述する構成となっている。

なお、フェーズごとに、リスクの認識やBCPの充実に関する共通認識の下、ひと・もの・かね・情報ごとの経営資源や地域連携の要点について整理している。

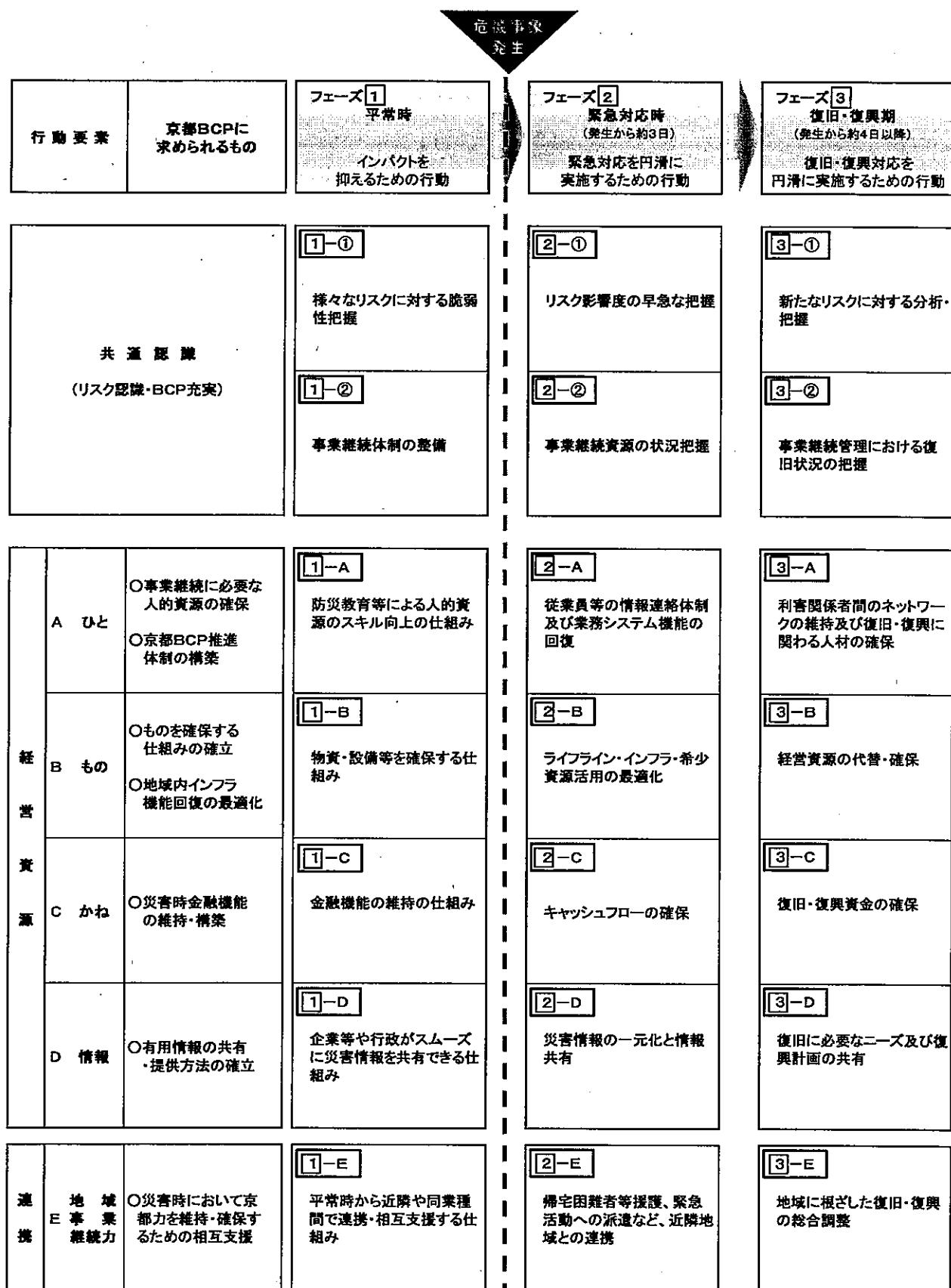
【行動指針適用のステップ】

本行動指針の適用に際しては、下記の各段階を意識しながら、関係者が防災と地域の活性化とを結びつけて継続的に考えられるような方策を進める必要がある。

これらを実施するためには、公助として求められる防災のためのインフラ基盤の整備や産業防災力・減災力について、地域防災計画上の位置付けを更に明確にしていくことが必要である。



京都BCP行動指針の構成



以下省略